



おとなの時間 法律相談所

第3回

「判断能力が衰えたら法定後見の検討を」

法定後見の3つの類型

法定後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等で既に判断能力が低下している人のために、家庭裁判所の手続きを通じて法的に支えてくれる人を選任して、本人の権利・財産・安心できる生活を守ろうとする制度です。この法的に支えてくれる人を「法定後見人」と呼び、法律上明確な権限を与えられています。

具体的には、本人に代わって、不動産や預貯金などの財産を管理したり、生活費・医療費・保険料・税金等の支払いをしたり、身の回りの世話のために介護サービス等の申し込みをしたり、病院や施設等への入院・入所に関する契約を結んだりします。

また、一人暮らしの高齢者が悪徳商法に騙され高額な商品を買わされたり、詐欺にあった際にも、この制度を利用していることによって、被害を未然に防いだり、あるいは事後的に被害を回復できる場合があります。

法定後見制度は、本人の判断能力の程度によって、次の3つの類型に区分されます。

①判断能力を欠く状態が通常となっている場合、例えば、親族や顔見知りがないに
来ても誰だか認識できないようなケースは「後見」になります。

②判断能力が著しく不十分な場合、例えば、きちんと会話ができる時もあるけれど、一人での買い物や自炊ができないようなケースは「保佐」になります。

③判断能力が不十分な場合、例えば、日常生活はしっかりできるが、時々物忘れをし、財布や通帳の管理がままならないようなケースは「補助」になります。

これはほんの一例で、個々の事情により区分は異なる場合がありますし、最終的には主治医の診断書や鑑定結果に基づき裁判所が判断することになります。

なお、保佐や補助の類型は、本人の残存能力や意思を最大限尊重するため、本人の意思に反して、後見制度を利用したり、代理権や同意権を付けたりはできません。



講師

宮田総合法務事務所代表
宮田 浩志 先生

後見人の担い手は？

	保佐	補助
本人の状況	事理弁識能力が著しく不十分	事理弁識能力が不十分
本人の呼称	被保佐人	被補助人
後見人の呼称	保佐人	補助人
申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など	
同意権の範囲	日常生活に関する行為以外全て	民法13条1項に定める重要な行為※
その他の事項	全ての取引行為(包括的代理権・財産管理権)	本人の同意を得て家裁が認めた特定の行為

※借金、不動産の売買、相続の承認・放棄、新築・改増築等

法定後見人の選任申立ては、原則として予め候補者を立てます。親族が候補者になることが理想的ですが、親族間で争いがある場合や、身近に頼れる親族がない場合には、職業後見人（業務として報酬を得て後見人をする者、司法書士や弁護士、社会福祉士が多い。）が就任するケースも全体の3割ほどあります。

後見人報酬は裁判所が決定

法定後見人の報酬は、その仕事量や本人の保有資産等を元に裁判所が決定します。親族でも、裁判所に対し報酬額の算定を求めることができます。

宮田総合法務事務所

【住所】〒180-0004
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目18番3号
サニーシティ吉祥寺802号

【営業時間】 平日18:30～19:00

【代表者】 司法書士 宮田浩志

【設立開業】 2000年3月

【事務所構成】 司法書士2名、法務コンサルティングスタッフ5名

【電話番号】 0422-23-7808

【WEB】 <http://www.legalservice.jp/>

1974年7月3日生まれ

東京学芸大学附属小金井中学校卒

東京学芸大学附属高等学校卒

早稲田大学法学部在学中に宅地建物

取引主任者資格・行政書士資格・司法

書士資格を取得し、2000年3月に吉祥

寺に宮田総合法務事務所を開業する。

簡易裁判所訴訟代理権認定司法書士
(認定第301426号)

マンション管理士

住宅ローンアドバイザー

(社)成年後見センター・リーガルサポ
ート会員

(財)武蔵野市福祉公社権利擁護事業
運営監視委員

武蔵野商工会議所法律相談員